

水道料金表（1ヵ月検針用）

（消費税相当額 10%用）

令和 元年 10月 1日 から

栓別	基本料金（1ヵ月につき）			超過料金（1m3につき）			
	給水管口径	使用水量	金 額				
専 用 栓	13 mm	10m ³ まで	1,331.00 円	(一般用)			
	20 mm		1,452.00 円	11m ³ ～ 30m ³	171.60 円		
				31m ³ ～ 50m ³	187.00 円		
	25 mm		2,530.00 円	51m ³ ～ 100m ³	202.40 円		
				101m ³ ～ 200m ³	220.00 円		
	40 mm		4,180.00 円	201m ³ ～ 500m ³	234.30 円		
				501m ³ ～	253.00 円		
	50 mm		6,985.00 円				
75 mm	11,770.00 円	(浴場用)					
		11m ³ ～	133.10 円				

（上記 水道料金表は、税込み金額）

- ・基本水量は1ヵ月10m³です。
- ・基本料金はご使用の水量に関係なく、ご使用のメ-タ-口径によりお支払いいただく料金です。
- ・超過料金は、1ヵ月あたり10m³を超過したご使用水量に応じてお支払いいただく料金です。
- ・水道料金表には、消費税相当額（10%）が加算されています。
- ・合計金額の1円未満の端数金額は切り捨てます。

★ 計算方法

口径13mmで1ヵ月40m³ご利用の場合

基本料金	10m ³ まで			1,331.00 円 …A
超過料金	11m ³ ～30m ³	20m ³	×	171.60 円 3,432.00 円 …B
超過料金	31m ³ ～50m ³	10m ³	×	187.00 円 1,870.00 円 …C

基本料金 + 超過料金 = お支払いいただく金額

$$A \ 1,331.00 \text{ 円} + B \ 3,432.00 \text{ 円} + C \ 1,870.00 \text{ 円} = 6,633.00 \text{ 円} \rightarrow \underline{6,633 \text{ 円}}$$

〒523-0893 近江八幡市桜宮町214番地10

近江八幡市水道事業所

電話 0748-33-1661

FAX 0748-33-1933